

## 大型連休における動植物検疫の強化に関する留意事項について

2026年4月27日  
在ポーランド日本国大使館

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則(最大3年の拘禁刑又は最大300万円(法人は最大5,000万円)の罰金)が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省(植物検疫所・動物検疫所)のウェブサイトを確認ください。

### 《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

[https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo\\_j.html](https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html)

「どうぶつとしょくぶつのけんえきのおしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

「よくあるご質問(海外からの持込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

### 《動物検疫所》

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！(多言語字幕版)」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html)

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ(FAQ)」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)